（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第四条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第五条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第十九号、第二十号」を「第二十号、第二十一号」に、「第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号及び第三十六号」を「第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号」に改め、同条第二項中「第四条第一項第十九号又は第二十号」を「第四条第一項第二十号又は第二十一号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改める。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　野上浩太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和二年十一月二十日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百三十号

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行期日は、令和二年十二月一日とする。

総務大臣　武田　良太
内閣総理大臣　菅　義偉

府令・省令

○内閣府令・国土交通省令第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十一月二十日

内閣総理大臣　菅　義偉
国土交通大臣　赤羽　一嘉

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（設置者の区分） **第四条**　道路標識のうち、次に掲げるものは、道路法による道路管理者（以下「道路管理者」という。）が設置するものとする。 一・二　（略） 三　規制標識のうち、「危険物積載車両通行止め」、「最大幅」、「重量制限」、「高さ制限」、「自動車専用」、「許可車両専用」及び「許可車両（組合せ）専用」を表示するもの ２・３　（略）	（設置者の区分） **第四条**　道路標識のうち、次に掲げるものは、道路法による道路管理者（以下「道路管理者」という。）が設置するものとする。 一・二　（略） 三　規制標識のうち、「危険物積載車両通行止め」、「最大幅」、「重量制限」、「高さ制限」及び「自動車専用」を表示するもの ２・３　（略）